



2020年10月28日

各 位

会 社 名 株式会社 プラコー  
代表者名 代表取締役社長 黒澤 秀男  
(JASDAQ・コード6347)  
問合せ先 取締役執行役員  
総務・経理部部長 早川 恵  
電 話 048-798-0222

当社監査役による臨時株主総会開催禁止の仮処分の申立て  
に関するお知らせ

当社監査役は、当社株主である有限会社フクジュコーポレーション（以下「本株主」といいます。）により招集され、2020年11月6日に開催される予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）について、本臨時株主総会において本株主により行われている招集手続及び行われようとしている決議方法に法令違反及び著しい不公正があり、かつ、それにより当社に著しい損害が生ずるおそれがあることを理由として、2020年10月20日、さいたま地方裁判所に対して株主総会開催禁止の仮処分の申立て（以下「本申立て」といいます。）を行い、2020年10月27日、第1回審問期日が開かれましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

**1 本申立てを行った日**

2020年10月20日

**2 本申立てを行った者の概要**

株式会社 プラコー  
監査役 清水 孝正

**3 本申立ての内容**

(1) 本申立てを行った裁判所  
さいたま地方裁判所

(2) 本申立ての対象  
本臨時株主総会の開催禁止の仮処分の申立て

### (3) 本申立ての理由

本申立ては、本臨時株主総会に関して、本株主により行われている招集手続及び行われようとしている決議方法に、複数の法令違反又は著しい不公正があり、かつ、それにより当社に著しい損害が生ずるおそれがあることを理由になされたものです。

とりわけ、当社は、本株主が、本臨時株主総会に係る委任状を本株主に返送した株主の皆さんに対し、2,000円分のクオカードを提供することとしていることは重大な問題であると考えております（別紙参照）。

すなわち、会社と議案を提出している株主との間で対立関係が生じている場合において、会社が株主に対してクオカード等の財産上の利益を供与することは、株主の意思決定をゆがめること等から、会社法上禁止されております（会社法 120 条 1 項）。

本株主は、裁判所の許可を得て当社に代わって株主総会を招集している以上、会社と同等の立場にあるというべきであり、また、2,000円分もの高額のクオカードを提供して得た委任状が株主の皆さんの本来のご意思を適切に反映しているとは到底いえません。

したがって、当社は、本株主により行われようとしている本臨時株主総会の決議方法には法令違反又は著しい不公正があると考えております。

## 4 今後の見通し

当社監査役は、本申立てに係る手続において、当社の正当性を真摯に主張してまいります。

以上

令和2年10月17日

株式会社プラコー 株主の皆様へ

株主 有限会社フクジュコーポレーション

### 議決権の代理行使促進（粗品の提供）に関するお願い

本書面においては、議決権行使の促進に関するお願いをさせていただきたいと存じます。

本株主と致しましては、今回の株主総会を通じて、より多くの株主様のご意見を株式会社プラコー（以下「プラコー」といいます。）の経営に反映させるため、賛否の有無にかかわらず、一人でも多くの株主様に、同封されている委任状の提出による議決権の行使をお願いしたいと考えております。

そこで、ご署名・ご捺印をいただいた同封の委任状を本株主総会担当事務局宛にご返送いただいた株主様に、粗品として、

### 2000円分クオカード

を株主様のご住所あてに、後日お贈りいたします。

あくまでも、今回の株主総会を通じて、より多くの株主様のご意見をプラコーの経営に反映させるべく、本株主総会担当事務局への委任状による議決権行使の謝礼として、クオカードを提供させていただくものであるため、株主提案に賛成の場合（委任状の「賛」に○印）はもちろんのこと、反対の場合（委任状の「否」に○印）や、中立のお立場で棄権を選択される場合（委任状の分かりやすい箇所に「棄権」とご記載ください。）にも、一律2000円分のクオカードを株主様のご住所あてに、後日お贈りいたします（発送は令和2年11月30日頃を予定しております）。

大変お手数ではございますが、本株主総会担当事務局への委任状のご返送をよろしくお願い申し上げます。

**※返送された委任状に不備がある場合には、クオカードの送付はいたしかねますので、委任状の返送の際に  
はご留意ください。**

委任状の記載についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

株式会社プラコー臨時株主総会担当事務局

弁護士法人A T B

(TEL: 03-6803-4320 担当: 弁護士 藤吉 修崇)

謹白